



福岡県医発第 999 号（総）

平成 22 年 8 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

平成 22 年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本医師会より標記につきまして周知方依頼がなされました。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間実施されており、本年度も別紙要綱により実施されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

副会長 廣瀬真恵

会長 蒲池 壽

(総企 26)

平成 22 年 7 月 15 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

保坂 シゲ



平成 22 年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件に関し、内閣府男女共同参画局長より周知方依頼がありました。

「女性に対する暴力をなくす運動」は、地方公共団体、女性団体その他の団体との連携、協力のもと、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年 11 月 12 日から 25 日までの 2 週間にわたり実施されております。

本年度も、別紙の要綱にて実施されることとなりましたので、貴会におかれましても、この旨ご了知いただきますとともに、貴会管内の医師会・関係団体等への周知方をよろしくお願い申し上げます。



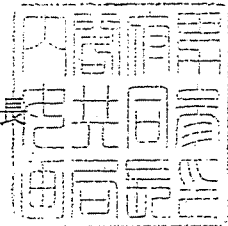


府共第276号の4

平成22年7月8日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長



平成22年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成13年6月5日、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定がなされました。本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

本年度は、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

つきましては、本運動が有意義なものとなるよう、格段の御協力を賜りますとともに、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしく御願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局推進課 布川、八谷

TEL : 03-5253-2111 (内線 83736, 83739)

03-3581-3349 (夜間直通)

FAX : 03-3592-0408

平成22年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

平成 22 年 6 月 30 日
男女共同参画推進本部長決定

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

平成22年11月12日（金）から11月25日（木）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体等

(都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等)

5 運動の重点

「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」などを積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に徹底することに重点を置く。

6 運動の実施事項

- (1) ポスター、リーフレットの作成配布及びテレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン等、広報活動を実施する。
- (2) 講演会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 臨時の相談窓口を開設するなど、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。